

小金井市児童発達支援センター運営協議会 次第

日時：平成25年12月10日（火）

午前10時から

場所：第二庁舎6階 601会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 会長の互選について
- 4 副会長の互選について
- 5 児童発達支援センター運営協議会の概要
- 6 児童発達支援センター運営協議会の会議録について
- 7 児童発達支援センター「きらり」の運営状況について
- 8 各事業の名称について
- 9 次回の開催日及び内容について
- 10 閉 会

■配布資料

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 小金井市児童発達支援センター事業詳細計画 |
| 資料2 | さくらシート |
| 資料3 | 小金井市児童発達支援センター運営協議会規則 |
| 資料4 | 児童発達支援センター運営協議会委員名簿 |
| 資料5 | 小金井市児童発達支援センター「きらり」パンフレット |
| 資料6 | 児童発達支援センター運営協議会会議録の校正について |
| 資料7 | 小金井市児童発達支援センター「きらり」実績報告及び名称について |
| 資料8 | 小金井市児童発達支援センター運営協議会スケジュール |
| 資料9 | 意見・提案シート |

小金井市児童発達支援センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第19号）第13条の規定に基づき、小金井市児童発達支援センター（以下「センター」という。）の利用者及び関係者の意見を反映して適正な管理及び運営を図るため設置する小金井市児童発達支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌し課題解決等に向けた方策の提案並びに実施事業の執行状況の検証及び評価（以下この条において「提案等」という。）を行う。

- (1) センターの運営に関すること
- (2) センターの管理に関すること
- (3) センターの事業執行に関すること
- (4) その他センターの事業に関すること

2 協議会は、提案等の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) センター利用者の保護者 3人以内
- (2) 市内関係団体代表 4人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、公開することが協議会の公正な運営に支障があると認められるときは、出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部自立生活支援課において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

小金井市児童発達支援センター運営協議会委員名簿

氏名	所属	選出区分	任期
大山 文子	市民公募	市民公募	平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
鴨下 優子	市民公募		平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
中村 真智子	市民公募		平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
神永 真帆	自立生活支援センター	市内関係団体	平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
渡邊 孝之	せいしん幼稚園長		平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
長岡 好	こむぎ保育園長		平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
林 真紀子	竹の子会代表		平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
坂口 昇平	特別支援学校長	学識経験者	平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
高橋 智	学芸大学教授		平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
黒田 昭二	第四小学校長	関係行政機関	平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
佐藤 千づる	子ども家庭支援センター長		平成25年12月10日から平成27年12月9日まで
花岡 好枝	けやき保育園主査		平成25年12月10日から平成27年12月9日まで

※敬称略

児童発達支援センター運営協議会会議録の校正について

小金井市児童発達支援センター運営協議会の会議録の校正について、下記の内容について調整をさせていただきます。

記

1 会議録の作成方法

小金井市市民参加条例施行規則に基づき、3つの方法のどちらかを選択していただきます。

(1) 全文記録

例：

△△会長 お待たせいたしました。ただいまから・・・・を開催いたします。□□につきまして☆☆としてすすめていきたいと思ひます。

(2) 発言者の発言内容ごとの要点記録

例：

△△会長 □□を☆☆として進めていく。

(3) 会議内容の要点記録

例：

□□を☆☆として進めていく。

※参考として裏面に市民参加条例施行規則の抜粋を掲載

----- キ リ ト リ 線 -----

2 会議録の送付先

氏名	送付方法	送付先
	<input type="checkbox"/> 郵 送	住 所：
	<input type="checkbox"/> F A X	F A X：
	<input type="checkbox"/> 電子メール	アドレス：

【参考】小金井市市民参加条例施行規則

(会議録作成の基本方針)

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称(附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

小金井市児童発達支援センター「きらり」 実績報告及び名称について

平成25年10月1日開設した小金井市児童発達支援センター「きらり」の運営状況について、下記のとおりまとめる。また、事業名称についても併せてまとめる。

記

1 準備期間（平成25年7月16日から9月30日まで）

電話受付件数	7月	52件
	8月	24件
	9月	35件
	合計	111件
相談件数	8月	39件
	9月	21件
	合計	60件

2 10月の実績

(1) 電話受付件数	29件
(2) 相談件数	59件
(3) 児童発達支援事業登録者数	15人
(4) 保育所等訪問支援事業登録者数	1人
(5) 放課後等デイサービス事業登録者数	19人
(6) 親子通園事業登録者数	8人
(7) 外来訓練事業登録者数	12人

3 各事業の名称について

施設については、「きらり」という愛称があるが、各事業についても同様に愛称を付けたいとの要望を受けている。そのため、以下の事業について愛称の検討をする。

(1) 相談支援事業

例：すこやか相談（健康課）

(2) 放課後等デイサービス事業

例：スポーツひろば「プレイス」（府中市）

(3) 児童発達支援事業

例：あゆみ学園（調布市）

(4) 保育所等訪問支援事業

他市での事例なし

(5) 外来訓練事業

他市での事例なし

(6) 親子通園事業

例：コアラ、パンダ（健康課）

小金井市児童発達支援センター運営協議会スケジュール

小金井市児童発達支援センター運営協議会については、下記の日程で実施を予定している。

記

1 年間実施回数

4回（平成25年度のみ2回）

2 次回以降の予定

- (1) 第2回小金井市児童発達支援センター運営協議会開催日時
平成26年2月18日（火） 午前10時から

(2) 内容（予定）

- ①小金井市児童発達支援センター「きらり」
1月末までの実績報告
- ②第1回の引き継ぎ案件
- ③運営状況に関するアンケート結果
- ④各委員発議の討論テーマ
- ⑤今後の予定

2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

- (3) 第3回小金井市児童発達支援センター運営協議会開催日時
平成26年5月20日（火） 午前10時から

(4) 内容（予定）

- ①小金井市児童発達支援センター「きらり」
4月末までの実績報告
- ②第2回の引き継ぎ案件
- ③平成26年度予算の状況
- ④平成26年度からの変更点
- ⑤今後の方針
- ⑥各委員発議の討論テーマ
- ⑦今後の予定

5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

(5) 第4回以降

第4回小金井市児童発達支援センター運営協議会
第5回小金井市児童発達支援センター運営協議会

平成26年 8月19日（火）
平成26年11月18日（火）

意見・提案シート

◆運営協議会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、自立生活支援課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、運営協議会で資料として配付します。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

提出日 年 月 日

氏 名 _____

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市福祉保健部自立生活支援課 担当：岡本
〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9848
FAX：042-384-2524 E-mail：s050299@koganei-shi.jp